

入札公告（電子入札）

一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 17 日

群馬県立館林高等特別支援学校長 八木 俊樹

1 調達内容

- (1) 購入物品： 小型マイクロバス
- (2) 数 量： 1 台
- (3) 納入場所： 群馬県立館林高等特別支援学校（〒374-0046 館林市上三林町 197 番地）
- (4) 購入物品の特質等： 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (5) 契約方法： 総価契約
- (6) 納入期限： 令和 9 年 3 月 30 日〔火〕
- (7) 入札方法： 上記（1）の物品を入札に付する。入札書の提出はぐんま電子入札共同システムによるものとする。



(URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

落札決定に当たっては、ぐんま電子入札共同システムにより提出された金額に、100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年 政令 第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成 3 年 群馬県規則 第 18 号、以下「規則」という）第 170 条の 2 第 3 項の規定により作成された 令和 8・9 年度 物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という）に登載されている者であって、等級格付区分が A のものであること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年 法律 第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年 法律 第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則 第 170 条 第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

- (5) 本件入札公告の日から入札日までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。
- (7) 当該調達物品又はそれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有することを証明した者であること。
- (8) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品提供等を長期にわたり円滑に満たし得ることを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品の仕様に適合した物品を納入できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問い合わせ先
〒374-0046 館林市上三林町 197 番地
群馬県立館林高等特別支援学校 事務室 | TEL (0276) 71-1000 ダイヤルイン
- (2) 入札説明書の交付方法
ぐんま電子入札共同システムによる。
URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>
- (3) 入札説明書の交付期間
令和 8 年 8 月 17 日〔月〕から令和 8 年 8 月 26 日〔水〕までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）毎日午前 9 時から午後 5 時まで（最終日は午後 4 時まで）。
- (4) 入札書締切日時： 令和 8 年 8 月 31 日〔月〕午前 9 時 30 分
- (5) 開 札 日 時： 令和 8 年 8 月 31 日〔月〕午前 10 時
- (6) 入 札 結 果： ぐんま電子入札共同システムにより公表する。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金：免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類（仕様を満たすことを証明するカタログ等）を添付し、令和 8 年 8 月 26 日〔水〕午後 4 時 00 分までにぐんま電子入札共同システムにより提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務（入札参加申請書及び添付書類の提出、説明への対応等）を履行しなかった者のした入札、その他群馬県財務規則第 176 条各号に掲げる入札は、無効とする。また、無効の入札を

行った者を落札者としていた場合には、その落札決定を取り消すものとする

(5) 契約書の作成の要否：要

落札決定後、群馬県が指定する契約書により、速やかに契約を取り交わすものとする。

(6) 落札者の決定方法

群馬県財務規則第 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムによる電子くじにより、落札者を決定する。

(7) その他

本公告に定めるもののほか、この入札に関し必要な詳細は、入札説明書による。